

国土交通省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則
(昭和四十九年六月八日運輸省令第二十四号)

最終改正：平成一二年一二月二九日運輸省令第三九号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、運輸省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則を次のように定める。

(帳簿)

- 第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号。以下「法」という。）第十九条第三項において準用する同条第一項の帳簿には、第一種特定化学物質（法第二条第二項の第一種特定化学物質をいう。以下同じ。）を使用する事業所ごとに、第一種特定化学物質の使用数量及び保管数量を記載しなければならない。
- 2 前項の帳簿は、第一種特定化学物質を使用する事業所ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について記載を終了していなければならない。
 - 3 第一項の帳簿は、その閉鎖の日から起算して五年間保存しなければならない。

(報告)

- 第二条 法第十五条第一項の届出をした者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度における第一種特定化学物質を使用する事業所ごとの第一種特定化学物質の月別使用数量及び月別保管数量を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(身分証明書)

- 第三条 国土交通大臣がその職員に携帯させる法第三十三条第三項の証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

- 1 この省令は、昭和四十九年六月十日から施行する。
- 2 第二条の規定は、昭和四十九年四月一日以後に開始する事業年度における特定化学物質の使用数量及び保管数量に係る報告から適用する。

附 則（昭和六二年三月二四日運輸省令第二四号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一月二九日運輸省令第三九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

別記様式 （第3条関係）(省略)